

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問4（情）第8号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和4年2月16日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

下記対象者の令和2年4月から令和3年9月までの〇〇の当直状況（当初申請があった当直日・変更があれば変更後の当直日の両方について）が分かる資料（対象者の当直表等）。

- 1 対象者 〇〇 〇〇（〇〇勤務）
- 2 対象者 〇〇 〇〇（〇〇勤務）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第7条第2項及び第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年3月2日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年3月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 審査請求人は、〇〇である〇〇 〇〇と、〇〇に勤務する〇〇 〇〇の令和2年4月から令和3年9月までの当直状況が分かる資料の開示を〇〇に求めた。
- (2) しかし、〇〇からは上記資料等が広島県個人情報条例第6条から回答できないとの回答であった。これについて担当者に確認したところ、上記回答は不開示決定には当たらないとのことであった。そのため、審査請求人は同じ内容について情報公開条例に基づく開示請求を行うこととし、令和4年2月16日付けで広島県警察本部長あてに行政文書開示請求を行った。
- (3) 審査請求人は令和4年2月16日に開示請求書を送付し、3月2日付け行政文書存否応答拒否通知書(〇〇)を同年3月6日に受領した。原処分は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第10条第2号に規定された不開示情報(個人情報)を開示することとなるとして、行政文書が存在するかどうかの回答についても応答を拒否した。

原処分は前述のように開示請求に係る行政文書が存在しているかどうか答えるだけで、条例第10条第2号に規定された不開示情報(個人情報)の開示にあたるとしている。

- (4) しかし、同時に条例第10条第2号ではただし書で除外される情報が挙げられており、その中には当該個人が公務員で、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分が挙げられている。

審査請求人が求めている情報は対象者の当直状況であり、これは対象者の職務遂行の内容に係るものといえる。

- (5) 処分庁は、警察職員の氏名について警部ないし同相当職以上とそうで

ない者との間で慣行として公にしているかで区別した対応をとっているものの、警部ないし同相当職以上であろうが、それ以外の職にあるとしても、条例第10条第2項（原文まま）同号ただし書きハにいう国家公務員ないし地方公務員に該当する。ハにおいては特に国家公務員・地方公務員でその身分により除外規定を設けられてはいない。そうであるにもかかわらず上記の区別により開示が認められる場合とそうでない場合を分けることについて「慣行」ということ以外に不開示とするだけの十分な説明がなされているとはいえない。

(6) また、処分庁の、条例第10条第2号（原文まま）同号ただし書きハについて、公務員等の職務に関する情報とは、「公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう」とされており、不特定の公務員等に係る職務遂行情報を指すものであるという主張は、いかなる根拠に基づくものか全く示されないまま述べているものであって、何ら説得力に欠くものである。そのため、警部補ないし同相当職以下の職にある特定人の氏名、勤務先、勤務状況について開示対象から除外されることについても根拠ないし理由を十分説明したものは到底いえない。

(7) 本件開示請求の対象になっている行政文書が警部ないし同相当職以上の者に該当しない特定人の勤務先、勤務状況について条例第10条第2号ただし書きの開示されるべき職務遂行の内容に係る情報に該当せず同号本文に規定された不開示情報になるとの主張は十分な理由・根拠のない主張である。

したがって、上記を理由にした当該対象行政文書の存否を明らかにしないままの決定は理由・根拠のない処分であり、取り消されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象となる行政文書は、〇〇において作成された各月の当直表のうち特定人の当直勤務状況が分かるものとなる。なお、当直表については、〇〇当直勤務員の割当てを示したものであり、各日ごとの当直勤務に

就く者の階級及び氏名が記載されている。

- 2 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。
- 3 しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益などを侵害することがある。条例においても、存否応答拒否制度は、第13条で「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。
- 4 広島県警察における警察職員の氏名については、警部（同相当職を含む。以下同じ。）以上の職にある者の氏名を慣行として公にしているが、警部補（同相当職を含む。以下同じ。）以下の職にある者の氏名は、公にしておらず、特定の個人が識別される情報であることから条例第10条第2号本文の不開示情報に該当する。
- 5 そして、本件開示請求の内容は、〇〇に勤務する特定の対象者に係る当直勤務状況が分かる行政文書の開示を求めるものとなるため、文書の存在を明らかにすると当該対象者の勤務先、勤務状況等に係る情報を明らかにすることとなる。
- 6 条例第10条第2号同号ただし書きハの規定により、個人情報であっても「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については除外されているが、公務員等の職務に係る情報とは、「公務員等が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいう」とされており、不特定の公務員等に係る職務遂行情報を指すものと考えられることから、警部補以下の職にある特定人の氏名、勤務先及び勤務状況は、本除外事由には該当しない。
- 7 審査請求人は、「広島県情報公開条例第10条第2号ではただし書きで除外される情報が挙げられており、その中には当該個人が公務員で当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職

及び当該職務遂行の内容に係る部分が挙げられている。審査請求人が求めている情報は対象者の当直状況であり、これは対象者の職務遂行の内容に係るものといえる。そのため、対象者の職務遂行の内容に関わるものについて限定して開示を行うべきである」などと主張するが、前述のとおり、警部以上の者に該当しない特定人の勤務先、勤務状況については、条例第10条第2号ただし書きにより開示される職務遂行の内容に係る情報に該当せず、同号本文に規定された不開示情報（個人情報）となることから、本件処分を行っているものである。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書の存否を答えると、条例第10条第2号に定める不開示情報により保護されるべき利益を損なうこととなるため、条例第13条の規定に基づき行政文書の存否を明らかにせずに本件請求を拒否した。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件請求文書に係る条例第10条第2号該当性について

警察職員のうち警部補以下の職にある者の氏名について、実施機関は、これらの情報は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書各号に該当しないことから、本件請求文書の存否を答えると、条例第10条第2号に定める不開示情報を開示することとなり、保護されるべき利益を損なうこととなるとして、条例第7条第2項及び第13条の規定により、本件処分を行ったと主張する。

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。警察職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかである。

次に、条例第10条第2号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に当たるかについて検討する。実施機関では、慣行として警部以上の階級にある警察職員の氏名を公にしており、警部補以下の警察職員の氏名は公にしていない。その理由は、一般に、警察職員は犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発・反感を招きやすい立場にあることから、その氏名や氏名が特定され得る情報が開示されると、当該警察職員が過去に従事した犯罪捜査等の関係者等、警察職員を標的とする人物等からの加害行為を容易にし、当

該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌がらせ等の危害が及ぶおそれがあるからである。特に、警部補以下の警察職員については、当該取締りに係る事務に従事する者が多いことから、氏名を開示していない。このことを踏まえると、慣行として氏名を公にしている警部以上の階級たる広島県警察職員ではない者について行政文書の開示請求が行われた場合、当該対象文書の存否を答えるだけで、当該請求文書に係る者が広島県警察職員であるかどうか明らかになり、保護されるべき利益を損なうこととなる。本件請求に係る対象者2名について、当審査会において確認したところ、条例第10条第2号ただし書イの「慣行として公にしている情報」にあたる広島県警察に所属する警部以上の階級たる警察職員ではなかった。このため、条例第10条第2号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

また、条例第10条第2号ただし書ハの「公務員等の職務の遂行に係る情報」に当たるかどうか問題となる。これについて、実施機関は、条例第10条第2号ただし書ハにいう、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、不特定の公務員等に係る職務遂行情報を指すものであり、警部補以下の職にある特定人の勤務先及び勤務状況は、本除外事由には該当しないと述べる。しかしながら、条例第10条第2号ただし書ハ又は他の不開示情報に係る規定を見ても、そのように限定的に解釈すべきことを示す文言及び事由は見当たらない。よって、実施機関の主張は採用できない。

以上の検討から、広島県警察職員の当直状況については、外形的には職務遂行に係る情報に該当すると認められる。しかしながら、条例第13条は、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、個人に関する情報（条例第10条第2号）をはじめとした、本来、不開示情報の規定により保護すべき利益が害される場合は、行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨を規定している。〇〇全体の当直状況について行政文書の開示請求が行われた場合は別として、特定人の当直状況について、開示又は不開示の対応をすると、結果として、特定人の氏名をはじめ、勤務先や勤務状況等を開示することとなり、ひいては、条例第10条第2号により保護されるべき利益、具体的には、警部補以下の階級たる警察職員及び

その家族個人の生命及び身体の安全を損なうこととなる。

(3) 小括

審査請求人は、特定人の当直状況がわかる文書の開示を求めている。これらの情報は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなり、警察業務の特殊性から、保護されるべき利益を損なうこととなる。以上のことから、条例第13条の規定により本件請求を拒否した本件処分は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年8月12日	・ 諮問を受けた。
令和5年5月25日 (令和5年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年6月22日 (令和5年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和5年7月20日 (令和5年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授